

沼田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

1 目的

図書館の逐次情報の強化、市民参加の図書館づくりと情報共有、地元事業者の情報発信の場の提供を目的とする。

2 雑誌スポンサーの対象者

- (1) 図書館における資料収集と提供の自由及び沼田市立図書館雑誌スポンサー制度の趣旨を踏まえ、沼田市の図書館づくりに協力する、次のいずれかの条件を満たす者とする。

- ア 市内に本店あるいは支店を置く事業者
- イ 匿名協力を希望する個人
- ウ 特に図書館長が認める法人・団体

- (2) 次に掲げる者は雑誌スポンサーの対象としない。

- ア 法令に違反している者
- イ 市税を滞納している者
- ウ 暴力団又はその構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- エ 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーの対象として適当でないと図書館長が判断する者

3 情報の表示方法

寄贈雑誌のタイトル周辺又は最新号カバーの表紙に雑誌スポンサー名を表示。雑誌架に B5 サイズまでの大きさの範囲で情報発信を行える。寄贈された雑誌の配架場所は、図書館が決定する。

4 情報発信

- (1) 発信できる情報は、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、公共の場である図書館内に表示するにふさわしいものとする。

- (2) 次のいずれにも該当しないものとする。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係るもの
- エ 人権侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- オ 政治性又は宗教性のあるもの
- カ 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの

キ 誇大な表現を含むもの若しくは虚偽であるもの又は誤解されるおそれがあるもの
ク 前各号に掲げるもののほか、情報発信の対象とすることが適当でないと図書館長が判断するもの

(3) 情報の表示内容の変更を希望する場合は図書館に申し出ること。

5 寄贈雑誌の選定

「図書館の自由宣言」に基づき、雑誌スポンサーの意見やジャンル、主義主張など、総合的に判断した上で、図書館が選定する。

6 申し込み方法

申し込みは随時受け付ける。申し込みの際は、沼田市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式1号)に必要な事項を記入の上、提出する。

7 覚書

雑誌スポンサーとして決定された者は、速やかに覚書(様式2号)により契約を締結しなければならない。

8 雑誌購入代金支払い方法

雑誌スポンサーは、図書館が指定する雑誌納入事業者に原則一括前払いで雑誌購入費を支払う。若しくは指定された雑誌納入業者から雑誌を直接購入し、図書館に納品する。

9 情報揭示期間

情報揭示期間は、原則年度単位とし、雑誌スポンサーとして決定された翌月以降に発刊される号から年度内最終発刊号までとする。

10 雑誌の所有権

寄贈される雑誌の所有権は、図書館雑誌スポンサー制度に基づき、図書館に帰属するものとする。

11 寄贈雑誌休刊等の措置

雑誌スポンサーが寄贈する雑誌が休刊、廃刊等となった場合は、最終号をもって契約を解除する。

12 雑誌スポンサーの責務

雑誌スポンサーは、情報発信の内容に関する一切の責任を負うものとする。